

令和元年度公共事業の評価に関する意見書

【素案】

令和 年 月 日

京都市公共事業評価委員会

令和 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会
委員長 戸田 圭一

令和元年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月25日に設置された。本委員会は、平成10年度から平成30年度までの間に224事業に対して審議を行い、意見を述べた。

本年度は、再評価の対象となった4事業及び事後評価の対象となった1事業について、令和元年12月10日までに3回の審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上並びに関係者の合意形成に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

本年度は、別紙1の4事業が再評価の対象となり、また、別紙2の1事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった4事業のうち1事業については平成20年度に再評価を行い、「事業休止」は妥当であると判断した事業であるが、残区間の事業完了が見込める状況となったことから、「事業再開」について再評価を行った。

また、道路事業の2事業及び河川事業の1事業については、平成26年度に再評価を行い、「事業継続」は妥当であると判断した事業であり、事業が継続中であることから、改めて再評価を行ったものである。

事後評価の対象となった1事業については、平成26年度に事業が完了したことから、事後評価が行われた。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）などの説明を受け、その妥当性について審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成27年度から平成29年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙3

の16事業については、平成30年度までの実績等の報告を受け、事業進捗の確認を行った。

2 全体についての意見

今回再評価の対象となった4事業については、京都市の対応方針（案）のとおり1事業は事業再開、残りの3事業は、事業を継続することが妥当であると判断した。

いずれの事業も、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった1事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

なお、事業の実施に当たっては、当該事業への理解を深めるだけでなく、他の事業への理解にもつなげていくため、市民協働の取組や環境・景観面での工夫などについて、積極的な情報発信を行うべきである。

3 個別事業に対する意見

＜再評価＞

（1）街路事業 深草大津線

本事業は、JR奈良線の複線化にあわせ、前後区間の道路を拡幅整備することにより、車両交通の円滑化や歩行者通行の安全確保、地域住民の生活環境の向上に資することを目的としたものである。

事業区間は、用地買収予定地の境界確定の難航から、歩道等の一部を暫定整備した状態で平成20年度に「事業休止」としたが、未買収地の買収と完成形整備による事業完了が見込める状況となったことから、「事業再開」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（2）道路事業 一般国道477号（大布施拡幅）

本事業は、緊急輸送道路に指定されている一般国道162号と367号を東西に結ぶ重要な路線である一般国道477号において、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所を解消するため、橋梁及びトンネルを新設することにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

本事業は、「今後の道路整備事業の進め方」に基づき、令和2年度までは、事業進捗を見送る路線であるが、供用済区間が事業区間の約7割を占めており、現道の線形不良を解消し、災害防除を必要とする5箇所の道路改良は完了している。

また、未完成区間の整備により、防災機能の強化と、冬期の積雪時や路面凍結時に

おける交通安全面の向上が更に図れることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(3) 道路事業 一般国道162号（川東拡幅）

本事業は、右京区京北と京都市街地を結ぶアクセス道路として重要な路線である一般国道162号において、落石等に備えた災害防除が必要な区間や、急カーブによる見通しの悪い区間を回避するため、橋梁及びトンネルの新設によるバイパス構造として、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

事業区間のうち、第1工区は完成して供用しているが、第2工区は未完成であり、災害防除が必要な区間や急カーブ及び幅員狭小な区間が残されている。

本路線は、第1次緊急輸送道路に指定されており、防災機能の強化と安全かつ円滑な交通の確保を図るための整備を進めていく必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(4) 河川事業 新川

本事業は、流域の宅地化の進行に伴う保水及び遊水機能の低下により、雨水の流出量が増大しているため、河川の断面を拡大する改修を行うことで、浸水被害の防除を図るものである。

本河川の未改修区間である上流部では、浸水被害の防除をより一層推進するため、引き続き河川改修を着実に進めていく必要があることから「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

なお、事業実施の際には、安全面及び緑化等の環境面に配慮していただきたい。

＜事後評価＞

(1) 街路事業 京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は、踏切の遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において、鉄道を高架化し踏切を除却することで交通渋滞の緩和と安全性の確保とともに、側道を整備することで、鉄道高架化による周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

本事業によって、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されたことや交通渋滞の緩和、利便性の向上など、事業効果の発現を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

令和元年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	深草大津線	延長 L=270m 幅員 W=12.0m	H62	④	33	平成20年度 再評価実施
道路事業	2	一般国道477号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2	③	30	平成26年度 再評価実施
	3	一般国道162号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5～ 9.0m	H12	③	20	平成26年度 再評価実施
河川事業	4	新川	延長 L=890m 幅員 W=6.0m	H7	③	25	平成26年度 再評価実施

令和元年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
 ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	京阪本線淀駅付近立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	①	H26	平成25年度 再評価実施

令和元年度フォローアップ対象事業一覧

再評価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進捗率 (%)		備 考
				H31.3	再評価時 (前回フォロー アッブ時)	
平成29年度	街 路 事 業	1	伏見向日町線	100.0	95.6	① 進ちょく状況
		2	中山石見線	76.4	72.2	
		3	御陵六地蔵線（第三工区）	31.4	25.6	
	河 川 事 業	4	善峰川	73.1	68.8	
		5	西野山川	77.6	91.1	② 事業計画の変更
		6	西高瀬川（有栖川工区）	75.8	71.9	
	都市公園事業	7	宝が池公園（広域）	59.1	59.0	
	住 宅 市 街 地 総合整備事業	8	東九条地区	95.7	95.7	② 事業計画の変更
平成28年度	街 路 事 業	1	鴨川東岸線（第二工区）	94.5	81.1	① 進ちょく状況
	道 路 事 業	2	一般国道162号 (栗尾バイパス)	86.7	86.7	
		3	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	84.4	84.4	
	河 川 事 業	4	七瀬川	93.0	92.1	
	住宅地区改良事業	5	三条鴨東地区	79.8	77.8	① 進ちょく状況
平成27年度	街 路 事 業	1	山陰街道	11.7	10.9	
	土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	98.9	96.4	①進捗状況, ②事業計画の変更
		3	伏見西部第五地区	18.1	10.3	

(参考 フォローアップ対象事業の報告方法について)

フォローアップ対象事業の委員会への報告方法については、調書の配布により実施する。

ただし、以下の選定基準に該当する場合においては、調書の配布と併せ、委員会において説明を行う。

【選定基準】**① 進ちょく状況**

- ・ 完了した事業
- ・ 再評価時点※から10%以上進ちょくした事業
- ・ 再評価時点※からの進ちょくが5%未満の事業。ただし、その主な理由が本市の財政状況であるものや、計画通りの進ちょくであるものを除く

② 事業計画の変更

- ・ 再評価時点※から事業完了年度、全体事業費又は事業規模に大幅な変更が生じた事業

③ 事業を取巻く状況の変化

- ・ 事業進ちょく上の課題が解決した事業（土地収用法の適用など）
- ・ 関連事業に大きな計画変更などがあった事業

④ 再評価における意見・指摘

- ・ 再評価時の意見・指摘（事業計画の変更が必要など）について対応を行った事業

⑤ その他

- ・ 委員長が必要とした事業

※ 平成28年度以降、委員会においてパワーポイント等により説明を行った事業については、再評価時進捗率をそれ以降のフォローアップ時進捗率に読み替える。